

高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県森林情報活用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、林地台帳を活用した森林管理に必要なシステム整備や航空レーザ計測等による森林資源や地形状況等の情報の精緻化・高度化を目的として、森林情報活用促進事業実施要領(平成31年3月27日付け30林整計第1029号 林野庁長官通知)に基づき、市町村が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該補助事業者に対して通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したとき又は補助事業者が前項第7号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 実施事業の廃止
 - (2) 補助事業ごとの補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、12月31日現在において、翌月1月15日までに別記第3号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日のほか、知事は補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、森林法第5条第1項で定める地域森林計画の策定に必要であると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の成果を求めることができる。

(繰越の承認の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰越しする必要がある場合は、別記第5号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(指令前着手承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に当該補助事業を実施しようとするときは、別記第6号様式による指令前着手承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に基づき知事宛に提出する書類にあつては、高知県林業振興・環境部森づくり推進課に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助率 |
|------------------|---|--------|
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度等森林計画制度に基づく事務に林地台帳を連携させ、効率的に活用するために必要なシステムの導入、既存システムへの機能追加等に要する経費 | 2分の1以内 |
| 森林情報の精緻化・高度化 | 航空レーザ計測や森林所有者に関する調査等による森林情報の整備に要する経費 | 2分の1以内 |

（注） 対象となる経費は事業を実施する上で必要となる次の経費とする。

（1）技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を要する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業者負担を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

（2）賃金

事業を実施する上で必要となるアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含むものとする。

（3）旅費

事業を実施するために必要となる資料の収集、現地調査の実施に伴う旅行に必要な経費とする。

（4）需用費

事業を実施するために必要となる消耗品費、燃料費、印刷製本費等の経費とする。

（5）役務費

事業を実施するために必要となる通信運搬費等の経費とする。

（6）委託料

事業を実施するために必要となる資料作成、測量・調査等の委託料とする。

（7）使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となる機械器具、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。

（8）備品購入費

事業を実施するために直接必要な備品・資機材（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。）を導入するために必要な経費とする。

別表2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金交付申請書

高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円
を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 事業着手予定年月日 年 月 日
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日

年度高知県森林情報活用促進事業実施計画書

| 事業区分 | 事業内容 | 着手予定 年 月 日 | 完了予定 年 月 日 | 事業費(円) (A) + (B) + (C) | 財 源 内 訳 (円) | | | 備 考 |
|------------------|------|---------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|------------|-----|
| | | | | | 県補助金 (A) | 市町村負担金 (B) | その他 (C) | |
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | | | | | | | | |
| 森林情報の精緻化・高度化 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 1 事業費が分かる資料を添えてください。
2 事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入してください。
3 事業費計と別紙2「収支予算書」の計と一致させてください。

別紙2

収 支 予 算 書

1 収 入

単位：円

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|-------------|-------|-----|
| 県 補 助 金 | | |
| 市 町 村 負 担 金 | | |
| そ の 他 | | |
| 計 | | |

2 支 出

単位：円

| 事業区分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | | |
| 森林情報の精緻化・高度化 | | |
| 計 | | |

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助金交付申請累計額 金 円
（今回増減額 金 円 ）
- 3 変更計画書（別紙1のとおり）
- 4 変更収支予算書（別紙2のとおり）
- 5 変更後の事業完了予定年月日 年 月 日

（注） 3及び4については、変更前と変更後との計画の内容が対比することができるよう変更前を上段に括弧書きで記入してください。

年度高知県森林情報活用促進事業変更計画書

| 事業区分 | 事業内容 | 着 手 (予定) 年月日 | 完 了 (予定) 年月日 | 事業費(円) (A) + (B) + (C) | 財 源 内 訳 (円) | | | 備 考 |
|----------------------|------|--------------------|--------------------|---------------------------|-------------|---------------|------------|-----|
| | | | | | 県補助金 (A) | 市町村負担金 (B) | その他 (C) | |
| 林地台帳を活用する システムの整備 | | | | | | | | |
| 森林情報の精緻化・ 高度化 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 1 事業費が分かる資料を添えてください。
- 2 事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入してください。
- 3 事業費計と別紙2「変更収支予算書」の計と一致させてください。
- 4 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

別紙2

変更収支予算書

1 収入

単位：円

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| 県 補 助 金 | | |
| 市町村負担金 | | |
| そ の 他 | | |
| 計 | | |

2 支出

単位：円

| 事業区分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | | |
| 森林情報の精緻化・高度化 | | |
| | | |
| 計 | | |

(注) 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）の内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

この変更収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事

様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年12月31日現在

| 事業区分 | 計画 | | 遂行状況 | | | 支出済額 | 事業着手 (予定) 年 月 日 | 事業完了 (予定) 年 月 日 | 備考 |
|--------------------------|----------|------------------|----------|------------------|-------------------|------|-----------------------|-----------------------|----|
| | 事業費 円 | 県補助金 (A) 円 | 事業費 円 | 県補助金 (B) 円 | 進捗率 (B/A) % | | | | |
| 林地台帳 を活用する システムの整備 | | | | | | | | | |
| 森林情報の精緻化・ 高度化 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

- (注) 1 進捗率は、事業区分ごとパーセントは整数止めとし、端数を切り上げてください。
2 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があった場合は、補助金変更承認申請書）により記入してください。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1のとおり）
- 2 収支精算書（別紙2のとおり）
- 3 事業完了年月日 年 月 日

年度高知県森林情報活用促進事業実績報告書

| 事業区分 | 事業内容 | 着手 年月日 | 完了 年月日 | 事業費(円) (A) + (B) + (C) | 財 源 内 訳 (円) | | | 備 考 |
|----------------------|------|-----------|-----------|---------------------------|-------------|---------------|------------|-----|
| | | | | | 県補助金 (A) | 市町村負担金 (B) | その他 (C) | |
| 林地台帳を活用する システムの整備 | | | | | | | | |
| 森林情報の精緻化・ 高度化 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 1 事業費が分かる資料を添えてください。
- 2 事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入してください。
- 3 事業費計と別紙2「収支精算書」の計と一致させてください。
- 4 実績と計画(変更)に差異がある場合は、計画(変更)を上段に括弧書きで記入してください。
- 5 事業区分「森林情報の精緻化・高度化」については、市町村に納められた成果を提出してください。

別紙2

収 支 精 算 書

1 収 入

単位：円

| 区 分 | 予算額 (A) | 精算額 (B) | 差引き増減額 (B) - (A) | 備考 |
|---------|------------|------------|---------------------|----|
| 県 補 助 金 | | | | |
| 市町村負担金 | | | | |
| そ の 他 | | | | |
| 計 | | | | |

2 支 出

単位：円

| 事業区分 | 予算額 (A) | 精算額 (B) | 差引き増減額 (B) - (A) | 備考 |
|----------------------|------------|------------|---------------------|----|
| 林地台帳を活用する システムの整備 | | | | |
| 森林情報の精緻化・ 高度化 | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

3 県補助金精算

単位：円

| 補助金交付 決定額 | 精算事業費 総 額 | 補助率 | 精算補助金額 (A) | 既受領補助金額 (B) | 差引き補助金 未受領額 (A) - (B) |
|--------------|--------------|-----------|---------------|----------------|-----------------------------|
| | | 1/2 以内 | | | |

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の繰越しを必要とする金額 円
- 2 1のうち補助金額 円
- 3 平成 年度 事業変更計画書 別紙1のとおり
- 4 繰越理由書 別紙2のとおり
- 5 繰越事業完了予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類

(注) 1 添付書類

(1) 繰越し理由を確認することができる資料

年度 事業変更計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

| 事業区分 | 事業内容 | 事業費(円) (A) + (B) + (C) | 財 源 内 訳 (円) | | | 工 期 | | 備 考 |
|------------------|------|---------------------------|----------------|---------------|--------------|------------|--------------------|-----|
| | | | 県 補 助 金 (A) | 市町村負担金 (B) | そ の 他 (C) | 着 手 年月日 | 完 了 (予定) 年月日 | |
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | | | | | | | | |
| 森林情報の精緻化・高度化 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

- (注) 1 事業費が分かる資料を添えてください。
 2 事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入してください。
 3 事業費計と「収支予算」の計と一致させてください。

2 事業完了予定年月日

3 収支予算

(1) 収入

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

| 区 分 | 予 算 額 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| 県 補 助 金 | 円 | |
| 市町村負担金 | | |
| そ の 他 | | |
| 計 | | |

(2) 支出

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

| 事業区分 | 予 算 額 | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | 円 | |
| 森林情報の精緻化・高度化 | | |
| | | |
| 計 | | |

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長

繰越理由書

| 事業区分 | 事業概要 | 当初計画 | 事由 |
|------------------|------|------|----|
| 林地台帳を活用するシステムの整備 | | | |
| 森林情報の精緻化・高度化 | | | |

(注) 変更比較工程表を添付してください。

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

指令前着手承認申請書

年度高知県森林情報活用促進事業について、やむを得ない理由により早急に着手したいので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業費 円
- 2 着手予定年月日 年 月 日
- 3 指令前着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって、実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。